

※共同店舗（商業施設）の任意団体向け

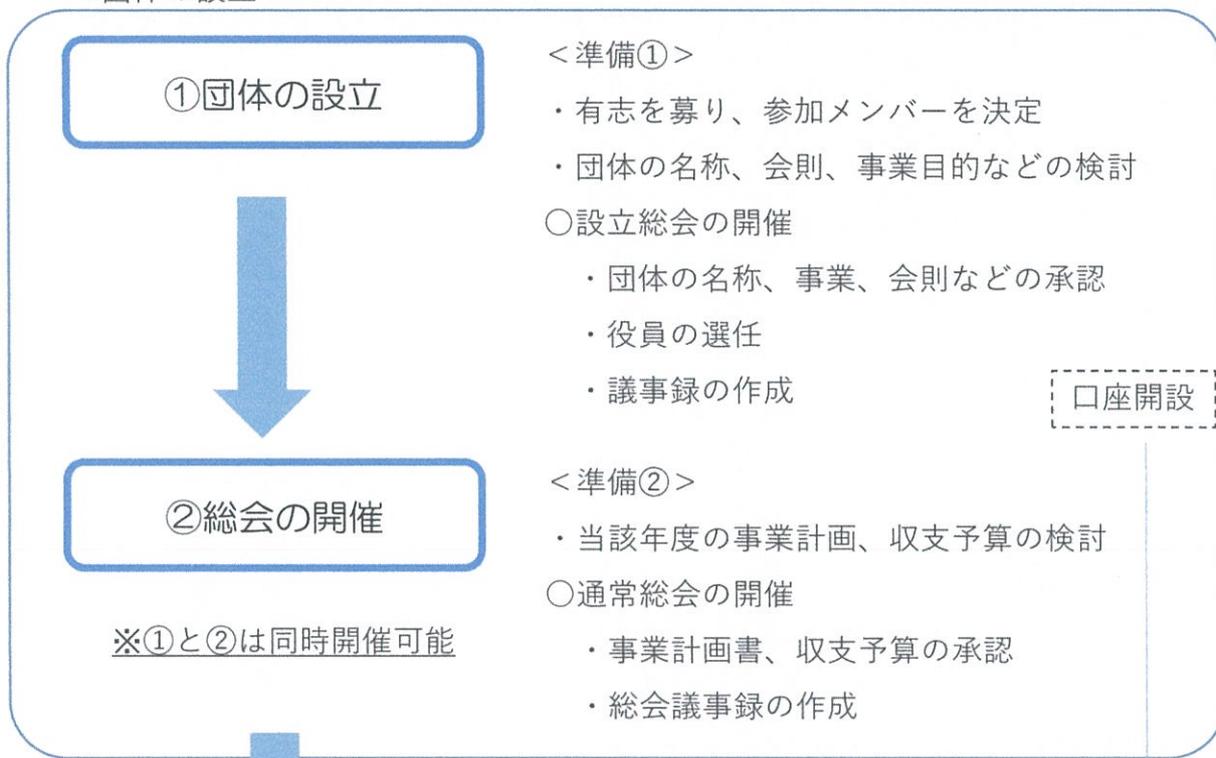
○団体設立から補助金申請までの流れ

補助対象となる団体の会員構成（一例）

対象	会員構成	
○	テナント（商業者2店舗以上）	+ ビルオーナー なし
○	テナント（商業者2店舗以上）	+ ビルオーナー
×	テナント なし	+ ビルオーナー



< 団体の設立 >



口座開設

口座の開設には、一般的に以下の書類等が必要となります。
 ・会則
 ・総会議事録
 ・会員名簿
 ・印鑑 等
 ※詳しくは開設する金融機関へお問合せください。

○交付申請に必要な書類は、以下のとおりです。
 交付申請書、事業計画書、収支予算書、役員名簿、定款、規約又は会則、事業の実施を議決した総会等の議事録の写し（事業計画案と予算案）※1、
 会員名簿（会員数51者以上の団体については不要）、事前着手届※2 等

※1 総会又は理事会等の開催が困難な場合は、問合せ先までご相談ください。
 ※2 交付決定よりも前に事業に着手する場合のみ提出してください。

※団体の設立に関することや、申請書の作成にあたってご不明な点などありましたら、商業流通課（電話052-954-6337）までご相談ください。